

Ⅱ．基本構想

キャッチフレーズ

住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち

1. 基本理念	2 0
2. 未来都市像	2 6
3. 基本目標	2 7
4. 土地利用の方向性（土地利用計画）	3 7

1. 基本理念

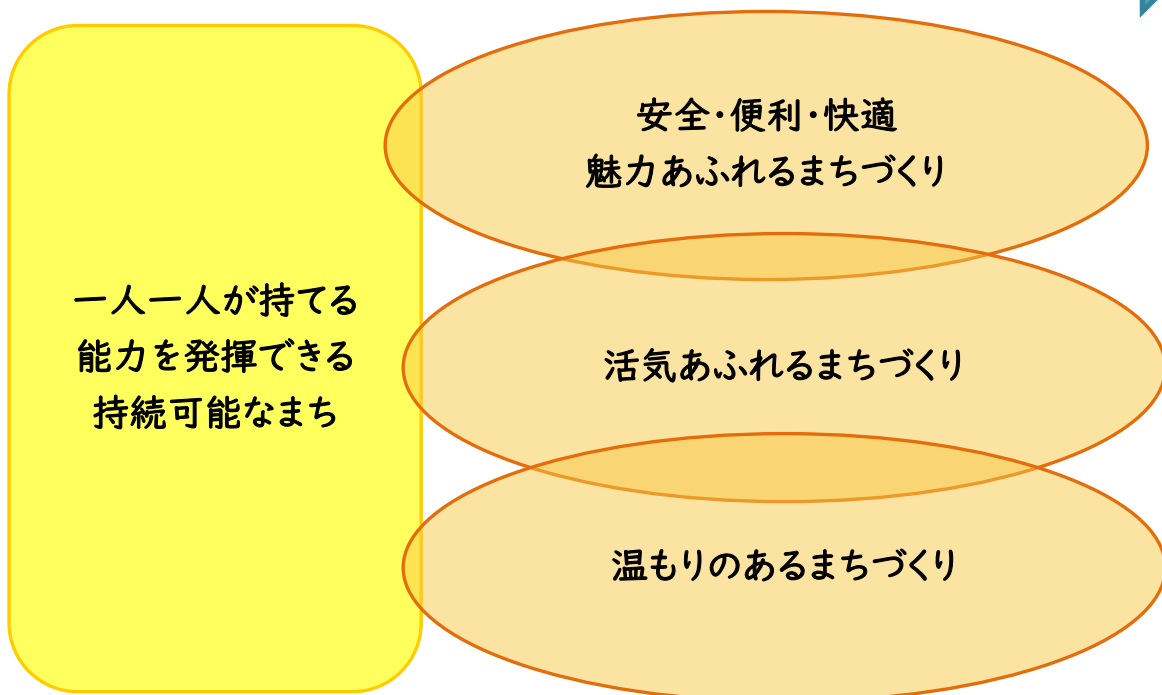
湯梨浜町の良さ・魅力を発展させ、今後や将来においても住み続けたいと思えるまちを創っていくために、今後のまちづくりのすべての施策にわたって、共通する価値観や基本となる考え方を示す基本理念を以下のとおり、定めます。

基本理念の設定にあたっては、「一人一人が持てる能力を発揮できる」「持続可能」な社会の実現というSDGsの概念を取り入れるとともに、広くその姿を発信していきます。

基本理念

- ・ 豊かな自然環境、生活環境等との調和の中で、町民の安全性、利便性、快適性がより確保され、持続可能で魅力あふれるまちづくり。
- ・ 自然や歴史文化などの多彩な魅力をもった町で暮らす多様な人々がその個性を生かし、高め合うことで、さらに新たなまちの彩りと輝きを創っていく、活気あふれるまちづくり。
- ・ すべての町民が共に「支え愛」、笑顔で生涯にわたり暮らすことができる、温もりのあるまちづくり。

現在から将来へ



SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

- ・ 2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際社会共通の目標です。
- ・ 持続可能な世界を実現するための17の目標と細分化された169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人として取り残されない」社会の実現を目指すものです。
- ・ SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも平成28年(2016年)5月に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が内閣に設置され、同年12月には「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定されるなどの取組が進められています。
- ・ SDGsの達成に向けて、政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担って、連携して取り組むこととされています。地方自治体においてもその一主体として重要な役割を果たしており、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追及が日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとして期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



・SDGsは5つのP「People(人間)」「Prosperity(豊かさ)」「Planet(地球)」「Peace (平和)」「Partnership(パートナーシップ)」により、その実現を目指すものであり、本町の目指すべきまちづくりの姿と一致することから、総合計画の推進がSDGsの目標達成に資するものと考えます。

これを踏まえて、第4次総合計画では、まちの均衡ある発展のため、「社会」「経済」「環境」の三側面が連関して、相互相乗的な効果と好循環をもたらす取組であるSDGsの特徴を活かします。



出典：国際連合広報局

湯梨浜町総合計画とSDGsとの関係

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
																	
1. 安全ですみやすいまちづくり																	
○交通環境の充実								●	●		●						●
○公園・緑地の整備								●			●	●			●		●
○河川・上下水道の整備	●		●			●			●		●	●	●				
○住環境の充実				●					●		●					●	●
○移住定住の推進									●		●						
○消費者安全対策の推進	●			●								●					
○環境負荷の低減				●			●		●		●	●	●	●			●
○自然環境の保全と活用						●					●	●			●		●
○災害に強いまちづくりの推進	●										●		●				●
○交通安全の啓発と推進			●	●							●						●
2. にぎわいと活力あるまちづくり																	
○魅力とやりがいのある農林水産業		●										●		●	●		
○商工業の振興				●				●	●			●					●
○観光の振興								●			●	●					●
○雇用・就業の促進と労働環境の充実	●			●				●		●							

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
																	
3. 未来を創造する先駆的なまちづくり																	
○都市機能の充実（快適な都市空間の創造）								●	●		●	●					
○情報通信環境の充実	●								●							●	
○資源・エネルギー対策の推進				●			●		●		●		●				
○小さな拠点づくり											●					●	●
○効率的な行政運営の推進												●				●	●
○健全な財政運営の推進												●				●	●
○公民連携の推進																	●
4. 共に支え合う 町民が主役の まちづくり																	
○福祉施策の推進	●	●	●	●	●			●	●	●	●					●	●
○低所得者福祉の充実	●																
○保健・医療・健康づくりの充実		●	●	●													
○社会保障の充実	●		●														●
○住民参画社会の推進											●					●	●
○コミュニティ活動の促進				●							●					●	●
○多様な交流の推進				●				●		●							●
○広域行政の推進																	●
○情報公開の推進	●									●						●	

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
																	
5. 志をもって 共に学び 明日を拓く ひとづくり																	
○学ぶ意欲を高める学校教育の推進	●			●												●	
○学校を支える教育環境の充実		●		●				●			●	●				●	●
○幼児教育の充実				●												●	●
○地域でつながり、生涯にわたり 学び続ける環境づくり				●	●					●	●					●	●
○生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進		●	●					●									●
○文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見				●							●	●			●		●
○男女共同参画社会の実現					●			●		●						●	

2. 未来都市像

基本理念に基づき、2030年に向けての湯梨浜町の未来都市像を「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」と定め、第4次総合計画のテーマとして、より具体的かつ進展的な取組の中で、町の均衡ある発展と幸福度の高いまちづくりを推進します。

住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち

住みやすく

自然と緑が豊かな環境の中で、安全性・利便性・快適性に富み、住み心地のよさを実感できる状態を表します。

魅力と活気あふれる

湖、海、温泉といった豊かな自然や有形無形の歴史文化資源など町の多様な魅力を背景に、これらの保全活用を図りながら、多様な人が往来・交流し、多くの「出愛」と「ふれ愛」が生まれる活気のある開かれたまちを表します。

愛のまち

愛という言葉は、互助や共助の精神の根底に流れる敬愛や親愛など様々な意味を含んでいます。

すべての町民が自己肯定感と安心感を持って幸福感に満ちた生活を送ることができるよう、お互いに多様性を「認め愛」、共に「支え愛」といった愛にあふれるまちづくりを進めていきます。

3. 基本目標

基本理念に基づいた「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」の実現に向けて、次の5つの本町の目指す姿を基本目標と掲げ、町民・行政・事業者・団体等、多様な主体が一体となって積極的な施策の推進を図ります。

それぞれの目標は分野ごとに途切れるのではなく、相互に連動しながら、持続可能なまちづくりを進めます。

1. 安全で住みやすいまちづくり

豊かな自然環境と安全で良質な生活環境を確保するとともに、快適で安全・安心なまちづくりを推進します。

○暮らしを支える生活基盤の整備

老朽化が進行している道路や橋梁、上下水道、公営住宅などの生活の基盤となる施設について、計画的な更新整備と長寿命化を進めるとともに、施設の維持管理体制を構築し、安全・安定的な生活機能の確保に努めます。

○災害に強いまちづくりの推進

河川・治山・治水・農地分野の有機的な連携を行い、深刻な自然災害による被害を低減するため、浸水対策をはじめとする総合的な減災対策整備を進めます。

豪雨、地震発生など自然災害時においても、行政機能を維持させるために、実効的なBCP(事業継続計画)の実践を行うとともに、災害の激甚化や事象の長期化に対応するため、施設能力を超える事象に対し、被害を防止・軽減する取組を強化します。

自主防災組織の実効化を進めるとともに、住民の主体的な避難行動の促進のために住民の防災意識の向上を図ります。

○美しい自然環境の保全

町の特色である豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、「湯梨浜町環境保全条例」「湯梨浜町景観条例」等に基づき、町民、事業者、行政が一体となって、美しい自然環境の保全を推進します。

○良質な生活環境の確保

地球温暖化対策、環境保全対策に積極的に対応するため、住民のエコ意識の一層の醸成を図り、具体的な取組を推進します。

分別収集の徹底による生活廃棄物の再資源化、荒廃竹林などの地域に存在する循環性資源の付加価値化、再利用を一層進め、循環型社会の確立を目指します。

公共交通の維持確保や共助交通など新たに展開する移動手段の検討などを進め、誰もが移動しやすい交通ネットワークの充実に努めます。

近年増加している空き家等については、適切な管理や除却促進を行うとともに、再活用を推進します。

○移住定住の推進

様々な形で本町とつながりを持つ「関係人口」を増やし、新たな人の流れと活力を創出します。

人口の維持・増加により町の活性化を図るため、移住定住を促進します。

また、町の魅力を積極的に発信するとともに、相談体制、支援制度等の充実を図ります。



2. にぎわいと活力あるまちづくり

地域資源を活かした個性豊かな産業の振興に努めながら、既存産業の充実はもとより、様々な産業の連携による新たな活力を創出します。

○農林水産業の維持発展

本町の主要産業である農林水産業の維持発展のために、農業後継者や新規就農者の確保育成に努めるとともに、農業経営の法人化や企業参入を促し、先端技術の活用や生産環境の整備などを行って、高収益化と生産性の向上を図ります。

地産地消の推進、特産品の開発、販路開拓などを積極的に行い、また観光業との連携など、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進します。

○商工業の振興

販路開拓の推進、生産性向上に向けた設備投資やIT化の支援などを行うとともに、公的機関等あるいは異業種企業等の連携による新たなビジネスチャンスの創出による経営基盤の強化及び競争力の向上を促進します。

町内中小・小規模企業の設備、技術、知識等の経営資源を次代に受け継ぐため、円滑な事業承継の環境整備と創業の両方を支援し、地域経済の維持発展を図ります。

町内で生産加工される産品・製品の購入や町内中小・小規模企業内の受発注等により町内で資金循環を促進するような環境整備を行います。

○観光の高付加価値化

本町の強みである豊かな自然、歴史文化、食などの観光資源を活かして、新たな観光スタイルの創出や体験型メニューの開発など観光客の多様なニーズに対応した魅力ある観光地づくりに努めます。

情報基盤整備促進や観光ガイドボランティアの活動支援などハード・ソフト両面からの町内の観光客受入環境の充実を図ります。

○多様な雇用の創出と労働環境の充実

町内企業においては必要な人材確保のため、自社の魅力を町内外に情報発信し、また多様な労働ニーズに対応し、安心して働き続けることのできる労働環境の充実を図ります。

また多様な働く場の確保のため、企業誘致を進め、本町で生まれ育った若者の地元定着化を推進します。



3. 未来を創造する先駆的なまちづくり

先端技術の活用や情報通信環境の充実を図りながら、教育、福祉など住民生活の利便性の向上に努めるとともに、働き方改革の推進や新たなビジネスモデルの創出といったコロナ以後の社会経済情勢、価値観に対応した新しいまちづくりを推進します。また人口減少社会を克服するため、持続可能で効果・効率性の高い行政運営の推進や過疎地域の自立促進を図ります。

○新しい生活様式に対応したまちづくりの推進

テレワーク*、ICT*機器を活用した授業の推進、各種産業の省人化など新型コロナウイルス感染症収束後の「新しい日常」に対応したIT環境の充実やIoT*

やA I*、ビッグデータ*などの先端技術の活用を進めます。

○情報通信環境の充実

現在の情報通信環境を適切に維持するとともに、利便性や豊かさ、快適さの向上を図るため、高度情報技術の活用を検討を進めます。

また、情報化に伴う安全対策の推進や個人情報の保護など、セキュリティー*の強化に努めます。

○資源・エネルギー対策の推進

恵まれた自然環境を有効活用し、地熱、太陽光発電等の自然エネルギーの普及を目指すとともに、省資源・エネルギーなど、日常生活における環境にやさしい取組を推進します。

○持続可能な行政経営の推進

少子高齢化による人口減少社会において、持続可能な行政経営のために、公共施設の再編や再配置を進めるなど、公共資産の効率かつ効果的な運営を推進していきます。さらにこれらの資産の潜在能力を最大限発揮し、有効活用することで、まち・地域の魅力向上など新たな価値創出を行います。

○新しい集落地域の自立促進

過疎化が顕著である地域の生活機能・交流機能をつなぐ小さな拠点の考え方を取り入れながら、固有の特色を生かした地域づくりを進めます。



4. 共に支え合う 町民が主役のまちづくり

子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など、すべての人が笑顔にあふれ、いつまでも健康で生きがいの持てる安全・安心のまちづくりを推進するとともに、町民一人一人が主体的かつ積極的にまちづくりに参画し、町民相互のふれあいによる連帯感あふれる地域社会を構築します。

○福祉施策の総合的推進とライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

子ども、高齢者、障がい者など当事者の年齢や特性に応じた福祉施策の充実を図っていくとともに、支援を必要とする人すべてが決して取り残されることのないよう、「自助」「共助」「公助」による切れ目のない総合的な支援体制の推進を行います。様々な特性の人が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる福祉のまち

づくりのため、道路や公共施設、集会所等のバリアフリー*化を進めるとともに、あいサポート運動、認知症サポーター養成講座のより一層の充実など、物心両面のユニバーサルデザイン*の推進を図ります。

子どもの貧困、ひきこもり、DVなど複雑複合化した新たな福祉課題等に対応するため、包括的でかつ伴走型の支援体制の充実に努めるとともに、生活意欲の助長や社会的自立に向けての適切なサービスの提供に努めます。

人口減少、地域経済の衰退、地域コミュニティ*存続への危機感など、社会構造や暮らしの変化による課題を克服するため、地域でのつながり（支え合い機能）を再構築し、町民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

○保健・医療・健康づくりの充実

健康寿命の延伸に向けた住民一人一人の自発的な健康活動の実践と健康意識の向上のため、禁煙や食育の推進など生活習慣の改善推進を行っていくとともに、東郷池、温泉などの地域資源を活用した健康ツーリズムの振興を図ります。

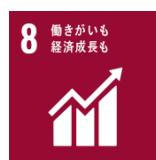
慢性疾患や多病、認知機能の低下、社会的孤立など、多様な課題を抱えていることの多い高齢者の特性に対応していくため、保健事業と介護予防の一体化事業を実施し、高齢者が健康で自立した生活ができ、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

○協働・コミュニティ活動の推進

町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に尊重、また補完し合いながら、課題の解決に取り組む仕組みづくりを行うとともに、人と人のつながりを大切に、地域で支え合う持続可能な地域づくりを進めます。

○多様な交流の推進

町民の異文化に対する理解と認識を深め、自らの生活や地域社会・文化の再発見・再構築が図られるよう、行政と各団体とが連携し、国内外の交流を推進します。



5. 志をもって 共に学び 明日を拓く ひとづくり

I o Tやビッグデータ、A Iなどをはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変える『超スマート社会 (Society5.0*)』の到来が予想されます。この新時代の到来は、生産、流通、健康、医療、公共サービスなど幅広い産業構造の変革や人々の働き方や生き方の変化が伴います。その時代を生きようとする我々にあって、多様な人と協働でき、主体的に行動できること、また、人間ならではの感性や創造性を発揮し新しい価値を創造する人材が求められています。

本町で生まれ育ってきた伝統と文化を尊重し、自然豊かな湯梨浜町の素晴らしさを体感して、将来にわたって町を愛し、自立して多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となる人づくりを目指します。

○学ぶ意欲を高める学校教育の推進

持続可能でよりよい社会のつくり手として期待される子どもたちに求められる能力を地域と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現するため、「主体的・対話的で深い学び」や、「カリキュラム・マネジメント*の確立」を重視して、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など」「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」をバランスよく育みます。学校で学んだことが、生涯を通じて子どもたちの「生きる力」となって将来につながるように、社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、未来を切り拓く人材の育成を目指します。

こども園・保育園と小学校と中学校の連携をさらに進め、それぞれの発達段階で学ぶ喜びが実感できる教育活動を実践していきます。

急速に進化するI C T機器への対応と情報活用能力の育成や、グローバル化が急速に進展する中で外国語の対応などの重要性が増すものと想定され、これら社会情勢に柔軟に対応できる学校教育を推進していきます。

○学校を支える教育環境の充実

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域協働活動の一体的推進を図ります。幅広い地域住民の参画を得た、校区の地域資源（自然環境、人財、施設、歴史・文化、伝統文化、産業・資源等）を活用した地域学習を展開することで、魅力に富んだ、創意あふれる独自性を発揮した学校運営を推進し、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を目指します。

子どもの将来が、生まれ育った環境により左右されることのないよう必要な環境整備の提供と教育の機会均等や健やかな成長を保障するよう努めていきます。子どもたちの抱える問題や課題に早期に対応できる体制を整え、早期に対応ができるよう安心

して学べる教育環境づくりを進めます。

急激に進化する技術革新に伴う I C T 環境に対応するため、I C T 利活用のための基盤整備を進めるとともに、I C T 教育のレベルアップを図ります。

○地域でつながり、生涯にわたり学び続ける環境づくり

子どもの健やかな成長のために、家庭・学校・地域が連携し、自然体験やふるさと学習を通して他者と人間関係を豊かに結び、協働する力や、ふるさとの良さを探求し未来を創造する力の育成などを図るとともに、家庭教育や青少年育成を応援し支えていく体制づくりを推進していきます。

人権が尊重されるまちづくりをめざして、幅広い年齢層を対象とした人権学習を継続して取り組んでいきます。

あらゆる世代が豊かな人生を切り拓いていくための生涯学習社会の実現に向け、少子高齢化などの社会課題、技術革新、社会のグローバル化の進展など、変化し複雑化する社会に伴う多様なニーズに沿った学びの機会や学習環境を提供していきます。その拠点として、地域住民にとって身近な公民館や図書館等の社会教育施設を活用し、芸術・文化活動の振興を図るとともに、地域の人と人とのつながりを育む取組を推進できるよう、施設や学習環境の適切な維持および整備を行っていきます。

○生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

町民一人一人が、年齢や体力、関心や目的に応じてスポーツを安全に楽しみ、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるよう、日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図ります。そのため、各種スポーツ大会や教室の定期的な開催のほか、レクリエーション活動に親しむ機会を提供し、運動習慣やスポーツ活動の習慣化・定着化を推進するとともに、指導者の育成や適切な施設整備を行います。

本町発祥のグラウンド・ゴルフについては、生涯スポーツとして各種大会を実施しながら、町民および国内外への継続的な普及・啓発に努めるとともに、グラウンド・ゴルフを通じた国際交流や観光など多面的な地域の活性化を図っていきます。

学校においては、子どもたちが健康と命の大切さについて正しい知識を身につけるため、家庭と連携し健康教育に取り組むとともに、食を通じた地域理解や食文化の継承を図ります。

○文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見

脈々と守り受け継がれてきた有形文化財の保存・保護、無形文化財の継承が重要な課題となっていることから、あらゆる世代が歴史的文化遺産の魅力を実感し、町民共有の財産として継承しながら、ふるさとの良さを新たな価値に結び付けていくことができるよう、積極的な活用を図ります。

文化財を観光資源や生涯学習の対象に据え、学校や公民館活動とも連携し、より多くの人に「歴史と文化のまち・湯梨浜」として積極的に情報発信していくとともに、その核となる施設である歴史民俗資料館やハワイ風土記館などの施設について、魅力

ある運営と適切な整備を図ります。併せて、地域で活動する歴史研究会や文化財保護団体、有識者、関係機関等と協働し、文化財調査研究、保存および継承を着実にを行います。

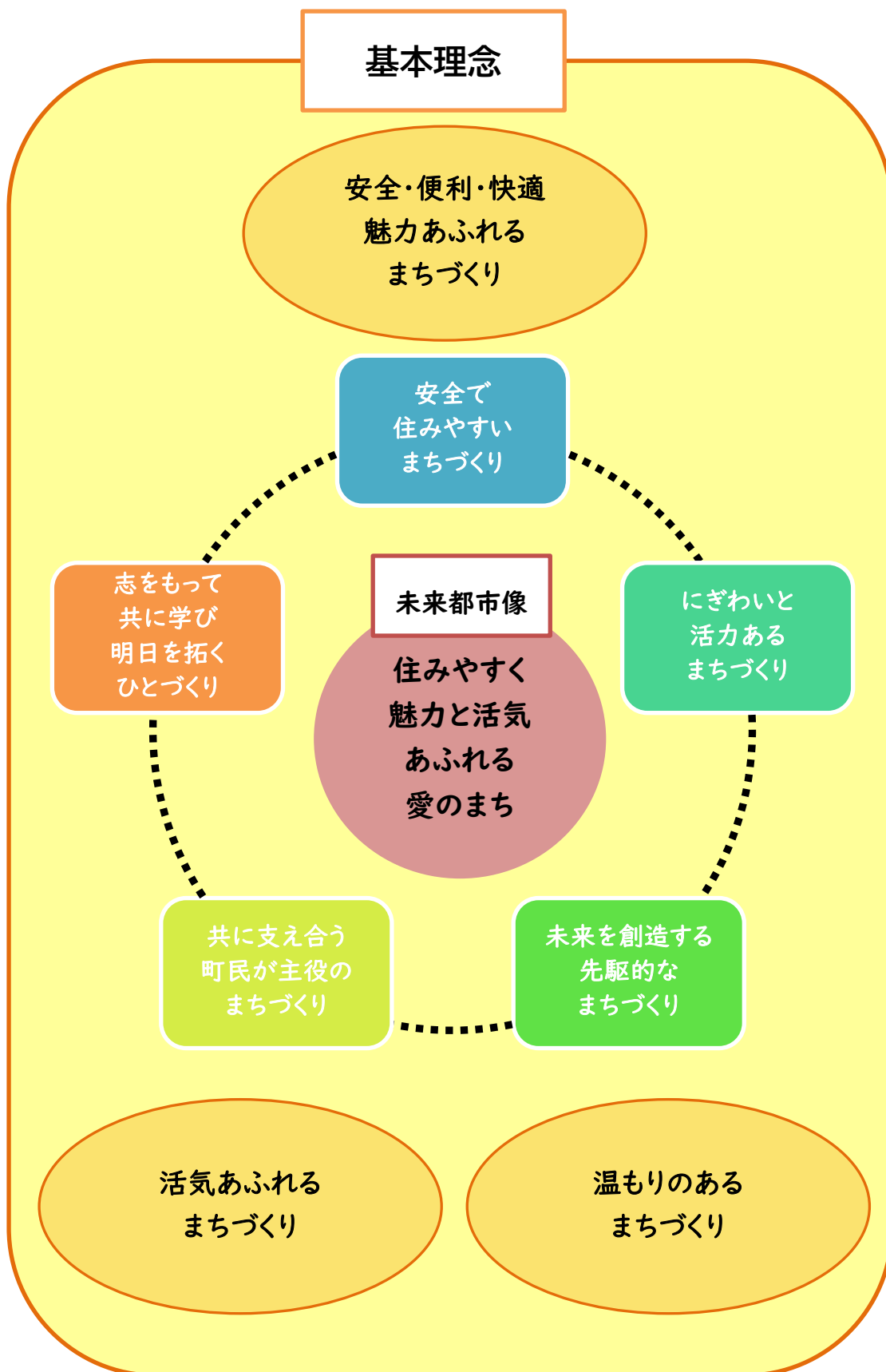
また、本町は豊かな自然に恵まれており、天然記念物に指定されている希少野生動植物も確認されています。町民が豊かな自然のすばらしさを再確認するとともに、豊かな自然を守り、継承していく意識を高める取組を進めます。

○あらゆる人々の活躍の推進

個々の能力を引き出し、誰もが生き生きと暮らせる環境や仕組みの整備を行っていき、性別、年齢を問わず誰もがその個性と能力を遺憾なく発揮できる地域社会の実現を図ります。

加えて、性別役割分担などの固定観念や先入観を改めるため、個人、家庭、地域、職場、学校などでの意識改革をさらに進めます。





(注釈)

テレワーク：

職場に通勤しなくても、情報通信技術を活用し、遠隔で働くことができる働き方。

I C T：

英訳は Information and Communication Technology。情報技術を活用して様々な人やモノ(物)をつなげていくこと。

I o T：

モノのインターネット (Internet of Things)。様々なモノ(物)に通信機能を搭載して、インターネットに接続、連携させる技術。

A I：

人工知能。

ビッグデータ：

一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難な巨大で複雑なデータの集合。

セキュリティー：

危険から守り安全を保つこと。また、社会の秩序を守ること。I T分野ではコンピュータ・システムの安全性やデータの機密性を保つことをいう。

バリアフリー：

障がいのある人や高齢者が、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

ユニバーサルデザイン：

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。その概念は製品だけでなく、情報、環境、精神面などにも汎用。

コミュニティー：

日常生活のふれあいや連帯感、共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

Society5.0：

狩猟社会 (Society1.0) 農耕社会 (Society2.0) 工業社会 (Society3.0) 情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指し、我が国が目指すべき未来社会の姿とされる。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

カリキュラム・マネジメント：

各学校が教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していき、教育の質を高めること。

4. 土地利用の方向性（土地利用計画）

（１）基本方針

本町では、国土利用計画法第8条の規定に基づき、平成18年3月に「第1次湯梨浜町土地利用計画」を策定し、限られた町土において、計画的かつ効率的な利用に努めてきましたが、平成23年3月の「第1次湯梨浜町土地利用計画」の計画期間満了に合わせて、「第2次湯梨浜町土地利用計画」を策定せず、その内容を「第2次湯梨浜町総合計画」に移行しました。

土地利用については、町土が現在及び将来における住民の限られた資源であるとともに、生活及び生産など、諸活動の共通基盤であることを考える必要があります。公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りながら、地域の環境的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

本町の特徴的な地域資源である海、池、川、山などの自然及びそれらを介した景観は、魅力ある自然環境を形成していることから、環境の維持・保全を推進します。

また、本町の観光資源の中核をなす温泉やその他の観光施設との共存を図るとともに、自然環境に配慮しながら、自然と一体となった観光資源の活用に努めます。

生活の多様化、人口減少・少子高齢化が進む一方で、今後は社会経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、生活空間としての魅力を背景とした都市部から地域へ移住しようとする「田園回帰」の流れが予測されます。この流れを受け、限られた資源である町土の有効活用を図り、安全で快適な住民生活の向上、若者や移住者の雇用の場の創出や産業振興を進めていく必要があります。

これらの時代の潮流も考慮しながら、慎重なる配慮のもと、計画的視点に立った総合的な土地利用の推進を図ります。

- ①災害に強く、安全で安心な町土利用を図る。
- ②周辺市町との連携など、広域的な視点から見た町土の有効利用を図る。
- ③本町の持つ歴史・文化的風土の保全や自然的・社会的条件を踏まえた個性ある景観の創造を図る。
- ④低・未利用地及び耕作放棄地等の有効利用を図る。
- ⑤地球規模で環境への関心がある中、自然環境に配慮した持続的な発展が可能な町土利用を図る。
- ⑥農用地、森林の持つ多面的な公益的機能の維持を図る。
- ⑦農用地、森林、原野、宅地等の相互の土地利用の転換は、自然生態系や周囲の土地利用状況などを考慮し、慎重なる配慮のもとで計画的に行う。

（２）土地利用の方針

①農用地

農業従事者が年々減少するのに伴い農用地も漸減している状況にあつて、本町の基幹産業である農業の健全な維持・発展を進めるため、それぞれの地域の担い手を中心とした効率的な農業生産体制の確立により基盤整備済みの優良農地を守り、農地の有効利用を図ります。

また農用地は、町土保全機能、自然環境保全機能等多面的な機能を有していることから、耕作放棄の進行を防ぐための啓発活動を実施し、やむなく廃園となった樹園地は、山林への用途変更を指導するなど、適正な管理、保全に努めるとともに、安全・安心な農産物の生産及び自然環境と調和した農業生産を推進します。

②森 林

町土の約５割を占める森林は、木材生産の場だけではなく、洪水や山崩れなどの災害を防止する町土保全、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源かん養、良好な自然環境の保全や地球温暖化防止など、多様な役割を担っています。

そのため、適切な間伐や枝打ちなどの保全対策の推進により、森林の公益的機能の維持向上に努めるとともに、海岸部の防風林を含めた松くい虫等の森林病虫害の駆除など、その対策を講じます。

また、将来の世代に豊かな森林を継承するため、森林保護への啓発や森林と人がふれあう場としての生活環境保全林の環境整備を推進します。

③原 野

原野のうち、水辺植生、野生生物の生息地など、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持などの観点から保全を図ります。

④水面・河川・水路

本町の中央部に位置する東郷池や、天神川、橋津川、舎人川などの河川は、住民生活に密着し、憩いの場として欠かせない地域資源となっています。

そのため、水面・河川・水路については、大雨による洪水・浸水や土砂崩れなど災害発生の防止、安らぎと潤いのある親水空間の創造、生活用水や農業用水などへの安定した水資源の確保を図るため、自然環境の保全に努めながら、暮らしの安全を守るための管理、整備を推進します。

⑤道 路

道路網の整備は、快適な住民生活や経済発展のためにも欠くことのできない重要な役割を担っています。

本町は、国道 9 号と山陰道青谷・羽合道路を中心として、県中部の交通の要衝となる立地条件を有しており、住民生活や経済活動における利便性の向上を図るため、道路の利用状況や地域の実情、道路の必要性を考慮した適切な整備を図る必要があります。

そのため、道路の安全性、自然環境の保全に十分配慮しながら計画を策定し、山陰道の全線開通や国道 179 号の交通渋滞の解消、国道 179 号から山陰道インターチェンジへのバイパスの整備などにおいて、必要な用地の確保に努めるとともに、計画的に推進します。

また、農道及び林道は、農林業の生産性の向上及び農地、森林の適正な管理を行うため、必要な用地の確保に努めるとともに、その整備にあたっては、自然環境との調和、保全に配慮します。

⑥宅 地

I 住宅地

住宅地については、人口や世帯数の動向や地理的条件など、本町の特性を踏まえながら、計画的な用地の確保や農地からの転用を図る必要があります。

住宅地の整備にあたっては、良好な居住環境を実現するため、防災上の配慮を促すとともに、福祉・緊急車両が通行できる道路、公園など生活関連施設の整備や、自然環境の保全及び調和を図るなど、住みよい環境づくりに努めます。

また、住宅地の開発においては、無秩序な開発を未然に防止し、本町のまちづくりとの均衡を図りながら、快適で安全、安心な住環境の整備に努めます。

II 工業用地

地域経済は景気回復を実感できる状況には至っておらず、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響から、商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。

そのため、本町への新たな企業誘致は難しい状況にありますが、将来にわたって持続的に発展していくためには必要な要素といえます。企業の誘致は、雇用の促進、人口の増加、定住促進など、町の活性化にとって大きな効果をもたらすことから、企業立地の動向を把握しながら、遊休公有地や低未利用地などの有効利用を促進します。

⑦その他の用地

町民の憩いの場となる公園・緑地、文教施設、交通施設などの公共・公用施設用地は、住民生活における重要性和住民ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や景観に配慮しながら、必要な用地の確保に努める必要があります。

また、中学校、こども園統廃合などによる公共施設の跡地については、町民の貴重な財産であり、財政状況やそれぞれの施設の事情や民間提案を考慮しながら、継続・安定的な財源確保や地域活性化のため、有効活用を進めていきます。

●利用区分ごとの規模

区分	面積(ha)						構成比(%)				
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年 (推計)	令和 12年 (推計)	増減 (R3年～ 12年)	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 12年
農用地	1,370	1,330	1,310	1,270	1,246	-24	17.6	17.1	16.8	16.3	16.0
農地	1,370	1,330	1,310	1,270	1,246	-24	17.6	17.1	16.8	16.3	16.0
採草放 牧地	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林	3,913	3,944	3,946	3,948	3,954	6	50.2	50.6	50.6	50.7	50.7
原野	13	13	13	13	15	2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
水面・河 川・水路	594	594	594	594	594	0	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
道路	362	367	367	370	373	3	4.7	4.7	4.7	4.7	4.8
宅地	347	344	369	381	396	15	4.5	4.4	4.7	4.9	5.1
住宅	234	245	267	273	280	7	3.0	3.1	3.4	3.5	3.6
工業用 地	1	1	1	2	2	0	0.00	0.01	0.01	0.03	0.03
その他 の宅地	112	98	101	106	114	8	1.4	1.3	1.3	1.4	1.5
その他	1,194	1,203	1,195	1,218	1,216	-2	15.3	15.4	15.3	15.6	15.6
合計	7,794	7,795	7,794	7,794	7,794	0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※平成 22 年の面積は埋立により、0.01 km²増加していますが、その後、計測手法の変更により、0.01 km²減少しています。

※これらの数値は、今後の経済社会情勢の変動等により、増減する可能性があります。